

富士見町空き家改修費補助金制度のご案内



富士見町では、空き家を有効活用することで、空き家の発生防止と移住・定住者の促進を図るため空き家改修費補助金制度を実施しています。

◆主な補助要件

補助対象者 *全てに該当すること	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの負担で空き家を改修しようとする空き家の所有者又は居住者 ・町税等に滞納がない者 ・富士見町暴力団排除条例に抵触していないこと
補助金対象住宅 *全てに該当すること	<p>【共通要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道排水区域及び農業集落排水区域内 ・賃貸借契約又は売買契約を締結した物件又は相続等により所有権が補助対象者に移転した物件であること ・居住者が満50歳未満であること（ただし、消防団員等が居住者の場合は、この限りでない。） ・居住者が区・集落組合に加入した者であること ・町内業者が全部又は一部施工すること ・申請年度内に工事が完了し、当該年度の末日までに実績報告書を提出できること <p>【所有者が申請する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象住宅が5年以上居住用として使用されること <p>【居住者が申請する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象住宅が5年以上居住用として使用されること（令和5年4月1日以降） ・補助対象住宅に5年以上定住すること（令和5年4月1日以降） ・所有者から空き家改修における同意が得られていること
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・台所、トイレ、浴室、洗面所、内装等の改修費 ・屋根、外壁、雨樋、外構(建物本体にかかるもの)等の改修費 ・残存する家財道具等の運搬、廃棄に要する経費 ・補助対象経費が50万円以上要すること
補助対象外の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得費、登記等に係る費用、建築確認申請に係る費用 ・上下水道受益者負担金 ・太陽光発電設備の設置、合併浄化槽の設置費 ・増築等の工事に要する経費 ・居住用以外の建築物（車庫、農機具庫、蔵等）の工事に要する経費 ・他の補助金制度の対象となる経費で、当該補助金制度と重複計上となる費用
補助額	補助対象経費の1/3以内（上限100万円）
時限規定	令和7年3月31日まで

◆上記補助対象のうち富士見町消防団員等や居住誘導区域内の空き家である場合に補助金が加算されます

加算対象の条件	<p>上記の要件を全て満たす者（ただし、消防団員等については、申請時に満50歳未満の年齢要件はありません。）のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助対象者が富士見町消防団員又は消防団員を退団した者で、勤続5年以上の勤務をかつ、退団後3年以内の者であり、かつ、居住する場合 ●補助対象住宅が居住誘導区域内にある場合
加算額	消防団員等・・・11万9千円　居住誘導区域内・・・5万円

【お問合せ】

富士見町役場総務課まちづくり推進係
電話:0266-78-8187
メール:kikakutoukei@town.fujimi.lg.jp

富士見ウツリスムステーション
電話:090-1119-9332
メール:utsurisumu@town.fujimi.lg.jp

◆申請書類

【交付申請書提出時】

■空き家改修費補助金交付申請書(様式第1号)に下記の書類を添付してください

- 空き家改修に関する事業計画書(様式第2号)
- 空き家改修費補助対象経費内訳書(様式第3号)
- 補助対象者の住民票または戸籍の附票の写し
- 補助対象住宅の売買契約書または賃貸借契約書の写し(重要事項説明書含む)
- 登記事項証明書(全部事項/家屋のみ)
- 補助対象者の町税等に滞納がないことを証明できる書類
- ※誓約書(様式第4号)の個人情報調査に関して同意いただける場合は不要
- 申請箇所の位置および補助対象経費の詳細が分かる見積書の写し
- 建築確認が必要となる工事については、建築確認済証の写し
- 当該住宅の改修前の現況写真(外観・内観)
- 誓約書(様式第4号)
- 町長が必要と認める書類

【実績報告時】

■空き家改修費補助金実績報告書(様式第8号)に下記の書類を添付してください

- 空き家改修に関する事業計画書(様式第2号)
- 空き家改修費補助対象経費内訳書(様式第3号)
- 工事請負契約書
- 補助対象事業の支払が確認できる書類の写し
(※領収書の写しなど 工事全体分・町内業者施工分両方)
- 当該住宅の改修後の状況を撮影した写真(外観・内観)
- 居住者の住民票の写し
- 区・集落加入証明書(様式第9号)
- 町長が必要と認める書類

【交付確定後】

- 請求書(様式第11号)

- ・消防団員等に該当する場合は、証明書が必要となりますので申請時に申し出てください。
- ・「区・集落加入証明書(様式第9号)」は申請時または実績報告時いずれかで提出してください。